右建築工事は工賃總額拾五萬圓にて竹中工務店請負の下に、大工部、左官部、土工部及び鐵筋部の各部に分ちて夫々下請負人に依り昨年十一月より工事中のところ、大工部下請負人波田種市は工賃借越の爲五月分受取金少額にして賃金の支拂不可能となり之に從來の未拂賃金を合する時は八百五拾圓に達するので、從業員側にては此の儘推移する時は全く不拂に陥るやも計り難しとて、右未拂賃金全額の支拂方を要求したるところ、言を左右にして之に應じなかつたので、遂に六月二日午後一時全員罷業を敢行するに至つたのである。

十、經過並に解決狀況

從業員側の罷業を虞れ右下請人波田種市は事業主代表並に各部下請負人と協議の上、六月四日午後八時より從業員側と會見交渉の結果次の條件にて解決、翌五日より就業することゝ

なつた。

解決條件

1、現在未拂賃金總額の一割五分を至急支拂ふこと

2、殘額は可及的速に支拂ふこと

以上

財團法人 協調會福岡出張所